

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則	社会教育推進チーム	1 頁
告 示	三重県立博物館、三重県立美術館及び斎宮歴史博物館観覧料免除要綱の 一部改正	社会教育推進チーム	2 頁
公 告	博物館の登録	社会教育推進チーム	3 頁
お知らせ	一般競争入札	教育サービス・相談チーム	3 頁
	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人材政策チーム	5 頁
	一般競争入札	社会教育推進チーム	5 頁

規 則

三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年六月二十七日

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県教育委員会規則第一号

三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立美術館条例施行規則（昭和五十七年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のよう改正する。

第十二条を第十三条とし、第八条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第七条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第八条 館長は、前条の規定による申請書の提出については、館長が別に定めるところにより、電子情報処理組織（館長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請をしようとするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいづ。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた提出は、同項の館長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に館長に到達したものとみなす。

第一号様式中「(第6条)」を「(第6条関係)」に、「住所」を「住所(所在地)」に、「氏名・団体名」を「団体名」に、「職業・代辨姓氏名」を「氏名・代辨姓氏名」に改め、「㊟」を削る。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第7条関係)

施設使用許可申請書		年 月 日
三重県立美術館長様		住所(所在地) 団体名 氏名・代表者氏名 電話番号
下記のとおり美術館の施設を使用したいので申請します。 記		
使用施設		
使用日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
使用目的	展覧会・講演会等の名称	
	展覧会・講演会等の内容	
	展覧会・講演会等の開催日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
会場責任者氏名		
観覧料・入場料等の徴収の有無及び金額	有 ・ 無 円	
使用日時	第2希望	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	第3希望	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
備考		

- (注) 1 設備等を設置するときは、概要を確認できる図面等を添付して下さい。
2 については、希望があれば記入して下さい。

郷川由美子氏「(第7条)」※「(第7条関係)」↓「住所」※「住所(所在地)」↓「氏名・団体名」※「団体名」↓「職業・代表者氏名」※「氏名・代表者氏名」↓「国民ギャラリー」※

郷川由美子氏「(第9条)」※「(第10条関係)」↓「住所」※「住所(所在地)」↓「氏名・団体名」※「団体名」↓「職業・代表者氏名」※「氏名・代表者氏名」↓

※

↓

告 示

三重県立博物館、三重県立美術館及び斎宮歴史博物館観覧料免除要綱の一部を改正する要綱をここに公布します。

平成15年6月27日

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県教育委員会告示第7号

三重県立博物館、三重県立美術館及び斎宮歴史博物館観覧料免除要綱の一部を改正する要綱

三重県立博物館、三重県立美術館及び斎宮歴史博物館観覧料免除要綱の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第10条第1項」を「別表」に改める。

第4条第1項中「前条第2項」を「同条第2項」に改め、同条第2項中「長」を「館長」に改める。

本則に次の1条を加える。

(免除の手続の特例)

第5条 博物館等の館長は、前条の規定による申請書の提出については、博物館等の館長が別に定めるところにより、博物館等の館長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と、申請を

しようとするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた提出は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に博物館等の館長に到達したものとみなす。

様式第1号中「印」を削る。

附 則

この告示は、平成15年7月1日から施行する。

公 告

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次のとおり博物館として登録しました。

平成15年6月27日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

登 録 年 月 日	登 録 記 号 ・ 番 号	設 置 者 の 名 称	種 別	名 称	所 在 地
平成15年6月23日	三重県第16号	松阪市	考古	松阪市文化財センター	松阪市外五曲町1番地

お 知 ら せ

平成15年6月24日付け三重県公報第1482号により「一般競争入札を行う旨」が公告されるとともに、平成15年6月27日付け三重県公報第1483号により「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（三重県人事委員会規則第1号）（三重県教育委員会規則）」の公布及び「一般競争入札を行う旨」の公告が次のようにされました。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年6月24日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
学校情報くものすネットワークパソコン研修委託業務
- (2) 委託業務履行場所
三重県内各県立学校
三重県教育委員会が指定する県内教育機関
- (3) 委託業務の仕様等
入札説明書（仕様書）によります。
- (4) 委託業務期間
平成15年7月22日から同年10月31日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

本件一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (5) 過去2年間に、国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類を同じくする業務契約を締結し、実施した実績を有する者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す書類等を平成15年7月10日（木）午後5時まで（土曜

日及び日曜日を除きます。)に、4の(1)の場所に提出しなければなりません。

提出された書類等を審査の結果、当該業務を遂行できると認められる者に限り、入札の参加対象者とします。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、速やかにこれに応じなければなりません。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書 (所定様式)
- (2) 「競争入札参加資格審査結果 (登録) 通知書」の写し (平成8年1月1日までに本県の資格審査を受けた者にとっては、「入札指名資格者名簿登録済通知書 (物件用)」とします。)
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書 (その3 未納の税額がないこと用)」(税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し (三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にとっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し)
- (4) 過去2年の間に国 (公社、公団及び独立行政法人を含みます。)、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書 (一覧表による証明又は契約書の写し等)

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-0007 三重県津市大谷町12番地
三重県教育委員会事務局教育サービス・相談チーム 担当 保井、矢田
電話 059-226-3731
- (2) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成15年7月3日 (木) 午後2時
イ 場所 三重県津市大谷町12番地 三重県総合教育センター第1講義室
- (3) 入札説明書 (仕様書) の配布方法
平成15年7月3日 (木) から同月10日 (木) までの午前9時から午後5時まで (土曜日及び日曜日を除きます。)の間に(1)の場所で配布します。
なお、入札説明会においても配布します。
- (4) 入札の日時及び場所
ア 日時 平成15年7月16日 (水) 午前11時
イ 場所 三重県津市大谷町12番地 三重県総合教育センター第1講義室
ただし、郵送による入札については、平成15年7月15日 (火) 午後5時までに、(1)の場所へ書留郵便で必着としてください。
- (5) 開札の日時及び場所
入札書の提出後、(4)のイで直ちに行います。
- (6) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
- (7) 入札の方法等に関する事項
ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。
イ 入札書の記載
入札書の記載にあたっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
ウ 入札執行回数は、3回を限度とします。
エ 入札保証金
入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
オ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
カ 落札者の決定方法
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行ったものを落札者と

します。

キ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第72条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 入札の中止
天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。
- (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十五年六月二十七日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第4号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項中「及び」を「並びに」に改め、「別表第三」の下に「及び別表第四」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成15年6月27日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
三重県立美術館レストラン家具製作 1式
（搬入、取付及び養生費を含みます。）
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、知事が入札説明書（仕様書、特記仕様書、図面）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限
平成15年10月15日（水）とします。
- (4) 納入場所
三重県立美術館（三重県津市大谷町11番地）

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 三重県会計規則（以下「規則」といいます。）第60条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領（平成10年4月1日施行）により指名停止を受けている期間中ではない者であること。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(5)に示す証明書等を平成15年7月9日（水）午後5時までに4の(1)の場所に提出しなければなりません。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 競争参加資格確認申請書
- (2) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物件の買入れ等）」の写し
- (3) 過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含みます。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し
- (5) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-0007 三重県津市大谷町11番地
三重県立美術館総務グループ 担当 落合
電話 059-227-2230
- (2) 入札説明書（仕様書）の配布方法
(1)の場所で、平成15年6月27日（金）から7月9日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）配布します。

- (3) 入札書提出の日時及び場所
日時 平成15年7月15日（火）午前11時
場所 三重県津市桜橋3丁目446-34
三重県津地方県民局本館6階 第63会議室

- (4) 開札の日時及び場所
日時 入札書の提出後、直ちに行います。
場所 (3)に同じです。

(5) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。

なお、再度入札をすることもありますので、開札には原則として、本人又はその代理人が立ち会うものとします。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であつて、規則第66条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第72条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 契約書作成の要否
要

(2) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

(3) 詳細は入札説明書（仕様書、特記仕様書、図面）によります。

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社